

乃木浜総合公園インクルーシブこども広場整備業務 仕様書

1. 業務名

乃木浜総合公園インクルーシブこども広場整備業務

2. 趣旨

本市ではこれまで、障害者が障害のない方と同等に生活し活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念の普及に取り組んできた。公園においても、多様な利用者を想定したバリアフリー化やユニバーサルデザインの考えに基づいた施設の整備など、さらなる取り組みが求められており、令和4年に国の指針（都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン）も改訂されている。

本業務は、スポーツ施設が充実し、駐車場などの利用環境が整備され、多くの利用者が訪れる乃木浜総合公園において、インクルーシブ遊具、複合遊具を含む多種多様な遊具を配置するインクルーシブこども広場（以下「遊具広場」という。）を整備することで、障害のあるなしに関わらず、様々な個性を持つ子どもたちが、一緒に遊び、学ぶことができる環境を創出することを目的とし、老朽化により全面的に改修の必要が生じた遊具施設に代わる新たな施設整備を実施するものである。また、本業務により、多様なニーズを持つ子育て世帯が安心して外出できる拠点を整備し、「あそび」を通じて子どもたちの心身の健やかな成長を支援するとともに、市外からも家族連れが訪れる魅力的な公園となることを期待する。

本業務は、障がいのあるなしに関わらず、様々な個性を持つ子どもたちが共に安全に遊べるインクルーシブ遊具の導入を予定している。これには、多様な特性への深い配慮、高度なユニバーサルデザイン、および安全な動線計画など、単なる遊具の配置にとどまらない専門的な企画力とノウハウが不可欠である。そのため、優れた技術力や自由な発想力を有する最適な事業者を選定すべく、公募型プロポーザル形式より実施するものである。

3. 実施形式

公募型プロポーザル形式

4. 業務内容

(1) 見積り限度額

ア 280,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※測量、設計、造成、製品制作、設置、移設及び撤去工事等（地質調査、基礎工事、埋設管類の移設工事やその他全てを含む）

イ 「5. 業務要件 (1) ⑤設計指針 ウ」に記載のある、「提案範囲 エリア②」については上記280,000,000円の見積書とは別に限度額60,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）で見積書を作成すること。

なお、「提案範囲 エリア②」の見積内容には、遊具の設置費用に加え、現在供用中のこども広場に設置されている既存遊具等（遊具7基、四阿2基）の撤去費用を含むものとする。

また、

※本見積内容は、今後の予算編成および予算措置を行うための参考資料として使用するものであり、別途発注する工事の契約または施工を保証するものではありません。

(2) 履行場所

乃木浜総合公園（下関市乃木浜二丁目）

※別紙2「履行場所」参照

(3) 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日（金）まで

(4) 業務概要

主な業務概要については、以下のとおりとする。なお、市と入念な打合せのうえ市の承諾を得た設計成果物（①、②）をもとに、日程の確認を行いながら工事を進めるものとする。また、本件業務の実施にかかる工程表を作成し、本市へ提出するものとする。

- ① 遊具広場の測量・地質調査等
- ② 遊具広場の実施設計(詳細図面の作成、構造計算を含む)
- ③ 遊具広場の基盤整備工事
- ④ 遊具の制作設置工事
- ⑤ 屋根付き休憩施設設置工事
- ⑥ ベンチ等休憩施設設置工事
- ⑦ 案内看板等設置工事
- ⑧ 多目的トイレ改修工事

- ⑨ 遊具などの周辺の被覆（ゴムチップ舗装、人工芝等）工事（整備範囲は提案とする）
- ⑩ 上記の施設及び提案遊具の設置に伴う基礎、その他土木工事を含む
- ⑪ 上記の施設設置に伴う上下水道及び電気設備の工事（申請手続き含む）
- ⑫ 上記の施設及び提案遊具の設置に伴う支障物件の撤去又は移設（必要に応じて）

※設置する資材の運搬費用を含む。

※屋根付き休憩施設及び多目的トイレ改修に伴う建築確認申請の手続きを含む。

※見積額の範囲内で追加して実施可能な提案があれば、積極的な追加提案を求める。

※インクルーシブ遊具設置には、本公園の立地条件や既存施設の状況を勘案した上で、他市の先進事例などを参考とし整備計画の提案に努めること。

例) インクルーシブな子ども広場整備指針（福岡市 令和5年1月）
山口きらら博記念公園 都市公園整備工事（大型複合遊具広場）

5. 業務要件

乃木浜総合公園及び周辺の特性を踏まえ、上位関連計画や既存の公園施設、動線との関係、周辺の景観や自然環境との調和を考慮した公園再整備の一部として遊具広場のデザインを提案すること。

（1）施設整備に関する要件

① 遊具の対象年齢

1～12歳（乳幼児エリア1～3歳）、（幼児エリア3～6歳）、
（児童エリア6～12歳）

② 設置施設

ア 児童用大型複合遊具（6～12歳） …… 1基以上

※1億円を超える規模であること。

イ 幼児用複合遊具（3～6歳） …… 1基以上

ウ インクルーシブ遊具 …… 4基以上

（特定の障害への配慮に偏重しないものとし、基数は提案とする。）

エ 一般遊具 …… 9基以上

オ 屋根付き休憩施設 …… 1基以上

- カ ベンチ等休憩施設 ……18基以上
- キ 案内看板（総合案内、誘導サイン、インクルーシブの理解を深めるもの、遊具使用時のルールや注意事項などの啓発に関わるもの）
……構成と基数は提案とする
- ク 多目的トイレ改修 ……1箇所
- ケ 遊具などの周辺の被覆（ゴムチップ舗装、人工芝等）
……整備範囲は提案とする

③移設施設

原則としてなし。ただし、提案する遊具等の配置計画上、必要が生じた場合は工作物等の移設を可能とする。

④撤去施設

樹木（原則、残置とするが遊具等の設置により支障となる場合において、撤去若しくは移植を可能とする。）

⑤設計指針

- ア 大型複合遊具は、親しみや愛着の持てる周辺の風景と調和がとれた配色・デザインとし、ランドマーク的なものとする。こと。（類似事例のない本業務独自のものが望ましい。）
- イ こども広場は、利用者の安全面を考慮し、児童・幼児・乳幼児の3つのエリアに区分する。さらにインクルーシブへの対応として、児童エリア・幼児エリアについては、活動的に遊べる「アクティブエリア」とゆったり遊べる「マイペースエリア」の2つに分けること。
- ウ 当該用地は丘状の地形を有しており、公園整備にあたっては地形条件を踏まえた造成を行うこと。また、遊具設置エリア（遊具の安全領域を含む）については最低3,300㎡程度の面積を確保すること。
- エ 「別紙2 履行場所」で示す「提案範囲 エリア②」については本業務内での遊具設置は行わず、測量設計・造成・整備計画のみ行うこと。なお、作成する整備計画については、以下の遊具を設置する計画とすること。

①児童用複合遊具（インクルーシブ）	1基
②ドーム型遊具（インクルーシブ）	1基
③もしもし遊具（伝音系遊具）（インクルーシブ）	1基
④すべり台（インクルーシブ）	1基
⑤パネル系遊具（インクルーシブ）	1基
⑥造形遊具（インクルーシブ）	1基

- ⑦造形砂場（インクルーシブ） 1基
- ⑧四阿 2基
- オ 関係団体への意見聴取を行い、事業者提案計画を大幅に変更しない範囲で、公園整備へ反映させること（意見聴取と公園整備計画への反映に係るプロセスは提案によるものとする）。
- カ 各遊具のわかりやすい位置に対象年齢を示す標記をすること。
- キ 遊具は、「都市公園の遊具の安全確認に関する指針(改定第2版)」(令和6年6月国土交通省)に基づき、「遊具の安全に関する基準(JPFA-S:2024)」((社)日本公園施設業協会)又は同等の基準を満たすこと。
- ク 遊具にはセーフティマット等、必要な安全施設を設置すること。
- ケ 屋根付き休憩施設及びベンチ等休憩施設は、子どもの遊びを見守る事の出来る箇所に設置すること。また、休憩所及びベンチの設置にあたり、ベビーカーなどを配置できるよう配慮すること。
- コ 子どもを見守る保護者を始め、様々な利用者が心地よく利用できるよう、木陰の活用に配慮するとともに、日除け施設を適切に配置した計画とすること（必要により、樹木の移植や新植による木陰の確保は可能）。
- サ 多目的トイレの改修は、国土交通省「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】(令和4年3月)」(以下ガイドライン)に基づくものとし、「①標識(ガイドラインP.79)」から「⑭緊急時通報(ガイドラインP.84)」の設備について、構造上可能な限りガイドラインへの適合を図ること。
- シ 遊具及びその他施設の材質は、腐食しにくく、耐久性に優れていること。
- ス 維持管理業務がしやすいよう、部材の交換・修繕が容易な構造であること。また、交換部品の調達が容易であること。
- セ 各遊具の遊び方、対象年齢、注意事項などを記載した案内板を各エリアに適切に配置すること。
- ソ 遊具及びその他施設の設置に伴い必要となるもの(実施設計図書の作成、測量、敷地造成、地質調査、基礎工事、埋設管類の移設工事やその他全て)は、見積額の中で対応すること。
- タ 施工に伴い発生する建設残土については、乃木浜総合公園内での再利用もしくは仮置きとすること。

(2) 施工に関する要件

[作業面]

- ア 整備エリアは、別紙2、別紙4を参考に、周辺の状況を確認し、実施設計図、構造計算書等を作成し、本市の承認を得たうえで設置すること。
- イ 施工時間帯は、8時30分から17時までを標準とする。
- ウ 受注者は工事の施工に当たっては、公告日における最新の「山口県土木工事共通仕様書」、「山口県土木工事施工管理基準」、「都市公園の遊具の安全確保に関する指針(改定第3版)」、「公園緑地工事施工管理基準」等に基づき、実施すること。
- エ 工事の施工に伴う提出書類は、「下関市土木工事書類作成マニュアル(令和4年10月版)」に基づき行うこと。
- オ 工事の施工の実施に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。
- カ 受注者は、使用材料について、監督職員の承諾を得て速やかに手配を行い、工事の進捗に遅延のないようにすること。また、設置前に監督職員に連絡し、材料の検収を行うこと。
- キ 搬出・搬入に伴い周辺の道路舗装等を傷つける恐れがある場合は、養生等により適切な対応を行うこと。また、補修等の必要が生じた場合は、本市の指示に従い受注者により修繕すること。
- ク 遊具等の製作工場における品質確認検査(部材塗装前の溶接状況、塗装膜厚確認等)及び竣工時の社内検査(出来高確認)の状況写真を提出すること。
- ケ 構造上必要な地盤支持力について現地確認を行い、不足する場合は必要な措置を講ずること。

[安全面]

公園利用者の安全を第一とし、施工区域内への侵入等を防ぐ仮囲いや周知看板の設置等により安全確保に務めること。また、施工に伴い交通誘導員の配置が必要な場合には、適切に配置を行うこと。

6. 提案を求める範囲

(1) 遊具広場の基本的な考え方やコンセプト

乃木浜総合公園全体との関係や周辺地域からみた遊具広場のあり方について提案を求める。

(2) 目的物のデザイン・構造形式・機能

上記コンセプト及び「5. 業務要件 (1) 施設整備に関する要件」を満たした上で、目的物のレイアウトを含むデザイン(完成予想図)、構造形式、機能についての提案を求める(実施設計図書作成、測量、各種調査費、各施設の費用、その他土工等全ての工事費及び諸経費が分かる見積書も含む)。

(3) 維持管理

長期的な維持管理の負担軽減やコスト削減に配慮した各使用部材等についての提案を求める。また、製品の破損等に対する保証に関して、期間や保証額等の保証内容についての提案を求める。

(4) 安全対策

利用者が安全・安心に遊べる配慮や工夫、子どもの予期せぬ遊び方に対する対策等についての提案を求める。

7. 再委託の制限

受注者は、本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせる場合であって、事前に書面により市の承認を得たときは、この限りではない。

8. その他

本業務の受注者は、以下の内容に留意し業務を遂行すること。

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たっては、本仕様書に基づくとともに、各種関係法令、市関係条例・規則等を遵守し、適正な運営に務めること。
- (2) 受注者は、本業務の実施に当たっては、発注者と十分な協議を行い、その意図や目的を理解した上で、適切な実施体制、人員配置の下で進めること。
- (3) 本業務中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本業務完了後も、また同様とする。
- (4) 本業務完了後であっても、その成果品に瑕疵等の不備が発見された場合には、速やかに成果品を修理・交換等しなければならない。
- (5) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受注者の責任において対処すること。
- (6) 事故等により発生した損害については受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合

は、その損害は発注者が負担するものとし、その額は両者協議により決定する。

(7) 受注者は、業務の実施において、疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては、市と協議の上、誠意をもって処理すること。

(8) 受注者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債（利付国債に限る。）の提供又は金融機関若しくは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証又は債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金を免除する。

(10) 令和8年度の支払い限度額は0円であり、前払い金の支払いは令和9年度の業務着手日以降となる。

9. 参考資料

(1) 別紙2「履行場所」

(2) 別紙3「現況写真」

(3) 別紙4「現況図面」

○契約担当課

下関市都市整備部公園緑地課

担 当：計画係 相本

電 話 番 号：083-231-1934

F A X：083-231-1919

E-mail アドレス：tskoenry@city.shimonoseki.yamaguchi.jp